

犯罪のないみやぎ
安全・安心まちづくり基本計画
(中間案)

安全・安心まちづくり委員会

目次

1 計画策定の趣旨	5
(1) 計画策定の背景	
(2) 安全・安心まちづくりの姿	
(3) 計画の位置付け	
(4) 県民意見の反映	
(5) 計画の期間	
2 宮城県の現状と課題	7
(1) 県民生活における現状	
(2) 地域社会の課題	
3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進	9
(1) 目標	
(2) 基本方針	
(3) 方向性	
(4) 推進体制の整備	
4 推進項目と具体的推進方策	18
犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
(1) 県民等への情報等の提供	
(2) 県民等による自主的活動の促進	
(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進	
(4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進	
犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応	
(5) 地域で見守る子どもを守るための安全対策の促進	
(6) 子どもに関する安全教育の推進	
(7) 情報化社会における子どもの見守りの推進	
(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進	
女性の安全対策の推進	
(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進	
高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進	
(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策	
学校、通学路等の安全対策の促進	
(11) 安全な学校・通学路づくり	
犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及	
(12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及	
(13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及	
(14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及	
犯罪の被害にあわないためのみやぎとホスピタリティのある地域づくり	

- (15) 繁華街等の環境整備
- (16) 観光地における情報提供の充実
被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧
- (17) 被災した防犯ボランティアの再生支援
- (18) 被災地の安全対策の推進
- (19) 被災地における子どもの安全・安心の確保
- (20) 被災地の環境整備の促進

安全・安心まちづくり委員会審議経過

第1回 平成23年10月 5日

諮問

- イ 本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果について
- ロ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成22年度の実績及び平成23年度の状況について
- ハ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の改定について

第2回 平成23年11月24日

- 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の中間案について

第3回 平成23年12月予定

安全・安心まちづくり委員会委員（敬称略 五十音順）

江 刺 義 夫 宮城県PTA連合会事務局長

大 友 玲 子 利府町立青山小学校長

熊 谷 信 義 社団法人宮城県観光連盟事務局長

○西 條 由 紀 子 (株)空間環境研究所取締役

佐 々 木 央 志 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス仙台支部長

ザンペイソフ・バキトグル

財団法人宮城県国際交流協会国際理解教育支援事業登録外国人講師

菅 原 理 意 子 仙台家庭裁判所調停委員

鈴 木 茂 仙台市市民局市民協働推進部市民生活課長

田 村 武 暢 宮城県介護研修センター所長

早 坂 俊 一 加美町総務課危機管理室長

藤 澤 美 子 青少年育成推進指導員

邊 見 俊 三 宮城誠真短期大学非常勤講師

三 浦 重 信 社団法人宮城県防犯協会連合会専務理事

宮 島 徹 株式会社藤崎総務部長

八 幡 悦 子 特定非営利活動法人ハーティ仙台代表理事

◎山 田 晴 義 宮城大学事業構想学部事業構想学研究科長

◎ 会長 ○ 副会長

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

私たちは、豊かな自然に恵まれた宮城で、日々の営みを互いに支え合う地域社会を築いてきました。都市、農山漁村など多様な環境を有する宮城は、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、本県は沿岸部を中心に壊滅的な被害を受け、多くの県民が未だ震災前の安心して暮らせる生活を取り戻せていない状況にあります。

このように甚大な被害にもかかわらず、本県の県民一人ひとりは、共助と互譲の精神を発揮し、震災当初から冷静で沈着な行動に努めた結果、世界中から賞賛を受けました。

これは、近年、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化が危惧されていたにもかかわらず、県民一人ひとりの心の中に地域社会の安全に対する意識が培われていたことの現れとしてよいものです。

しかし、生活に落ち着きが戻るにつれ、県内では、子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪の発生や、犯罪の国際化、低年齢化などによって、治安に対する県民の不安感が増してきている現実も直視する必要があります。

また、情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化、そして今回の大震災による急激な社会環境の変化は、震災をきっかけに改めて再発見した地域の絆を超えて、再び、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が進むことも危惧されている状況です。

このようなかた、県民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現のため、行政施策や警察活動のみならず、県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連帯して支え合いながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 安全・安心まちづくりの姿

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」(以下「条例」という。)は、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、県民、事業者(以下「県民等」という。)が、地域の実情に応じて、地域の課題を解決し、県民が犯罪の被害にあわない安全で安心なまちづくり(以下「安全・安心まちづくり」という。)を県民運動として進めていくこととするものです。

安全・安心まちづくりは、行政、県民、事業者が、それぞれの役割を果たしながら連携、協働して、取り組んでいくものです。

特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を県民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

県民等による様々な自主的活動が互いに連携し、ネットワーク化されていくことにより、安全・安心まちづくりの推進活動が県内各地に広まり、県民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

(3) 計画の位置付け

イ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

この計画は、社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示したものです。

ロ 宮城県の策定する他の計画との整合

県では、県政運営の基本的な指針として、将来のみやぎのあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的に取り組むべき施策をまとめた「宮城の将来ビジョン」を策定しています。

また、平成23年3月11日に発生し、本県に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、平成23年から平成32年までを計画期間として震災からの復興を目指しています。

本計画の策定及び実行に当たっては、これら宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取組を行ってまいります。

(4) 県民意見の反映

基本計画の策定にあたっては、県民から意見募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会に諮問し、それに対する答申（意見）を踏まえ策定しました。（条例第7条第3項及び第4項）

(5) 計画の期間

平成24年度から平成29年度までの5年間とします。

社会情勢や犯罪発生状況等に的確に対応し、必要に応じた見直しを行います。

(参考)

【宮城の将来ビジョン】

宮城の将来ビジョンは、平成19年度から平成28年度までを計画期間として、平成19年3月に策定されました。

これは、計画期間の10年間、県として優先的に取り組むべきテーマや目指す姿を明確にし、その実現を図るための取組の方向性を示すものです。また、同ビジョン実現のため、県として実施する具体的取り組みやその数値目標を示す行動計画が別途策定されており、現在は第2期行動計画（平成22年度から平成25年度まで）の期間内となっております。

この基本計画は、同ビジョンの中の基本方向「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」の中の取組「安全で安心なまちづくり」のための個別計画として位置づけられます。

2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状

イ 犯罪の現状

宮城県の刑法犯認知件数(注1)は、平成13年に約49,900件とピークを記録しましたが、その後は減少を続けており、前計画期間(平成19年度から平成23年度まで)が始まる前の平成18年の年間約32,000件に比べても、平成22年は年間約25,000件にまで減少しております。(約-7,000件。率にすると約-22%)

しかしながら、比較的治安の良かった時代である昭和40年代から50年代前半の年間約16,000件前後から比べると、年間約9,000件以上も多い状況であり、一日当たり67件、およそ21分に1件の割合でなんらかの事件が発生していることとなります。

また、刑法犯に係る犯罪被害者の割合をみると、子ども(20歳未満の者をいう。)が被害にあう割合は、24.0%(全国20.4%)、女性が被害にあう割合は、36.2%(全国33.9%)と全国平均より高くなっています。

県内では、女性に対するわいせつ事案が増減を繰り返しているほか、被災地においては空き巣が多発するなど、県民の身近なところで犯罪が発生しており、県民の不安感は解消されておられません。

(注1) 刑法犯認知件数：窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届け出、告訴、告発、その他により警察などが犯罪の発生を認知した事件数

ロ 子どもを取り巻く現状

次の世代を担う子どもたちは、県民総ぐるみで健やかに育て、守っていかねばなりません。

しかしながら、子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が急増しているなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう注意を要する状況が続いております。

そのほか、最近では、核家族化、少子化など社会の情勢が大きく変化していくなかで、身内による児童虐待などの深刻な問題も生じています。

また、情報化社会が急速に進展するなかで、有害な情報や危険な情報へのアクセスが容易になるなど、子どもたちを取り巻く環境が悪化してきています。

少年非行件数は減少しているものの、依然として刑法犯検挙人員(注2)の約4分の1を占め、人口比で成人と比較すると約5.4倍もの高い率で犯罪を犯しているほか、犯行動機をみても規範意識の低下が見られます。

(注2) 刑法犯検挙人員：警察などが検挙した刑法に規定する事件の被疑者の数

(2) 地域社会の課題

我が国の治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の不断の取り組み、お互いに支え合い、助け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

近年は、連帯感の希薄化などの問題点が指摘されていたところですが、東日本大震災では、地域の人々の支え合いがクローズアップされ、改めて地域に根付く住民同士の絆の大切さが見直されました。

震災にくじけず、より安全で安心に暮らせる犯罪のないみやぎを実現するには、震災の経験を踏まえ、住民がお

互いを認め合う人間関係を基本としながら、共に力をあわせて地域社会の課題解決に取り組んでいかねばなりません。

特に子どもたちを取り巻く環境が急速に変化していく中では、県民一人一人が子どもたちを見守り、地域とともに育むことが大切となっています。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

イ 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、東日本大震災で見直された地域の絆を起点としながら、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動のうねりとしていきます。

ロ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、そのおかれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような県民等の取組を促進するとともに、被害の拡大を防ぐために相談しやすい環境の整備に努めます。

また、子どもが犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に合わせ、年齢や発達段階に応じた教材等を活用し、効果的な安全教育を推進します。

ハ 基本的な人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

安全・安心まちづくりを推進するに当たっては、県民一人ひとりが、相互の基本的な人権を尊重することが重要です。

安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられていますが、特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、県民が安心して暮らせるよう、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないように人権への配慮に努めながら推進していきます。

委員意見

安全・安心まちづくりの基本は、「自らの安全は自らが守る」ことであるため、基本方針に明記することが望ましい。

→基本方針に反映しました。

委員意見

女性一般が社会的に弱い立場にあるとの誤解を生じるような表現があり、見直されたい。

→基本方針に反映しました。

県民一人ひとりが「自らの安全は自らを守る」、「地域の安全は地域を守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

支え合い

見守り

環境整備

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、そのおかれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

基本方針

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

すべての県民が、犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちの実現

(3) 方向性
イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いです。そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか個人レベルでも犬の散歩、ウォーキングを子どもとの登下校時に合わせて行うなどの様々な取組が県内各地で行われています。こうした草の根の取組を面的に繋げ、地域コミュニティの連帯に発展させていくことが、犯罪のないみやぎを目指す上で重要です。県は、安心・安全・安心まちづくりに関する県民の機運を醸成し、県民運動として展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応

我が国には、子どもも健やかな成長を願い、地域全体で子どもを育てる意識が共有されてきたため、常に近隣の住民が仕事の傍らなどに子どもたちを見守っており、子どもに対する犯罪を犯すににくい環境がありました。しかしながら、生活様式の変化や核家族化、少子化などに伴い、地域で住民同士が支えあう力が低下し、親の育児不安とともに、家庭の孤立化が児童虐待の早期発見を遅らせています。また、インターネットの普及をはじめとする情報化社会の進展は、犯罪者が子どもへ接触する機会を増大させており、被害に遭うおそれが高まっています。犯罪被害から子どもを守り、犯罪を犯す子どもがおかれている現状に関心を持つことが重要であり地域が連帯して子どもを見守り、犯罪を犯すににくい環境を作る取組や情報化社会に対応する犯罪予防の取組を促進していきます。

ハ 女性の安全対策の推進

プライバシーが重視され、他者への干渉が敬遠される時代になり、これまでは重大事件に発展しなかつたような男女間のいさかいなども、ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー等の事件として、深刻な事態に発展するケースが増えています。これは、男女が共同して参画する社会が進展し、自立した女性が贈える一方で、物理的な体力差といった生来的な性差に基づく理由や経済的基盤の脆弱さ、または旧来的な女性観といった社会的事情が背景にあり、早急な対策が求められています。このため、社会全体で性差を原因とする犯罪を許さない環境をつくるとともに、女性が犯罪被害者ならぬ社会づくりを進めていきます。

委員意見
犯罪が起これりにくい環境づくりを進めていく上では、その土台となる地域コミュニティの形成が重要である。→地域コミュニティとしての連帯の重要性について記述しました。

委員意見
犯罪が起これりにくい環境づくりを進めていく上では、その土台となる地域コミュニティの形成が重要である。→地域コミュニティとしての連帯の重要性について記述しました。

委員意見
女性一般が生じる弱い立場にあり、との誤解を生じるような表現があり、見直されたい。→男女共同参画社会の進展による女性の自立を前提に、わいせつ事案などの女性であることが犯罪にやいやすくなることを許さない社会づくりについて記述しました。

ニ 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上の配慮を要する人たちが、犯罪に巻き込まれないように、安全情報の伝達方法等を配慮するなど、行政と県民等が連携して地域ぐるみで見守り活動を推進していきます。

ホ 学校、通学路等の安全対策の促進

子どもたちは、地域のひとと人とのつながりの中で育まれてきてきましたが、家庭や地域で支えあう力が低下し、子どもたちにとって安全な場所であるべき学校や通学路等で被害にあらう事件が発生しています。そこで、学校や家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を除去し、安全な学校、通学路等の整備を促進することにより、子どもたちの安全確保に努めます。

ヘ 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

地域における県民等の自主的な活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。行政が行う道路や公園等の整備、民間が行う住宅・事業所・深夜商業施設などの建築に際しては、計画段階から犯罪の被害にあわないまちづくりの視点を取り入れることが重要です。県民一人一人が犯罪の被害にあわないために、犯罪の防止に配慮した高照度照明設備、防犯性の高い機器等の導入を促進します。

ト 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティ（注3）のある地域づくり

私たちの住む地域は、人へのあたたかい思いやりのある地域でなければなりません。特に、観光地や繁華街が、違法広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き家、空地等により環境が悪化している状態では訪れた人の印象が悪くなるばかりでなく、青少年の非行をはじめ各種の犯罪を誘発・助長します。

そこで都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった地域性を尊重しつつ、関係機関、団体等が連携して、犯罪を誘発するような環境を除去し、美しい地域づくりを進めていきます。

チ 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧

東日本大震災では多数の尊い人命が失われるとともに、未だ被災地においては多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされております。

このため、被災地では自らの生活の立て直しに精一杯の状況であり、自主的な防犯活動を積極的に行う余裕などはないのが現状です。

しかしながら、犯罪がない安心して暮らせる日々の回復のためには、住民自らが立ち上がり、自らのまちな安全・安心のため行動することが欠かせません。

このため、行政をはじめ関係機関が一丸となって、被災地における安全・安心まちづくり活動の再開への支援や犯罪がなく安心して暮らせる環境の早期復旧を進めていきます。

(注3) ホスピタリティ：思いやり，他人へのやさしさなどを意味し，個人を尊重し，相手の立場を考え，相手の痛みを感じとれる心の在り方ともいえる。人との関係で「まごころのふれあい」が大切であることを表す。

(4) 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの目標を実現するために、県民、事業者、行政が、その意義を認識するとともに、それぞれの役割を果たしながら、連携、協働して推進する体制を整備します。

イ 県の体制整備

県は、安全・安心まちづくりの施策を総合的に推進するため、知事部局、教育委員会、警察がそれぞれの役割に応じ、地域の実状に応じた活動が行われるよう、推進体制を整備します。

- 県警、教育庁を含めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」を設けて、各部局の施策への基本計画と防犯指針の内容の取り込みを徹底します。
- 「すばらしいみやぎを創る協議会」の運動を活用して、シンポジウム、自主活動団体の表彰、事例発表等の機会を設け、「安全・安心まちづくり」を県民運動として盛り上げます。

ロ 県民・ボランティア団体・NPO等との連携

安全・安心まちづくりには、町内会や小学校区または中学校区単位の地域での住民の参加と協力が不可欠です。体育振興活動、子ども会活動、少年指導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体やNPO等の取組が一層促進されるよう、連携・協力していきます。

- 県内の賛同団体等を広く集めた犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり県民大会を開催し、自主活動を促進します。
- 「安全・安心まちづくり」に取り組む県民、自主活動団体に情報提供、助言等の支援を行います。

ハ 市町村や国、他の都道府県との連携

県民に身近な市町村の果たす役割が大きいため、市町村の行う安全・安心まちづくりに係る施策に關し、助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、安全・安心まちづくりに關する国との情報交換を促進するとともに、他の都道府県とも広域的な連携、情報の交換を図ります。

- 情報交換、助言、補助制度の活用等により、市町村の取組みを支援します。
- 震災により、深刻な被害を受けた市町村に対しては、その取組を支援するほか、積極的に被災市町村と連携し、必要としている安全・安心まちづくりに係る施策を推進します。

(参考)

県内で安全・安心に關する活動を行っているNPO等の状況について

【県下で地域安全活動を行っているNPO法人】

認可件数 65件

【自主防犯ボランティア団体数】

団体数 554団体

(H23,11 調査時)

(H22,12 調査時)

震災により特に大きな被害を受けた市町村を重点的に支援します。

※町内会，自治会，その他住民による団体，子どもの保護者による団体等

推進体制のイメージ

目標：すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく，安心して暮らせるまちの実現

- ◎ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

全県的な展開

地域の取り組み

安全・安心まちづくり

地域ネットワークの促進

活動拠点：「安全・安心活動センター」

支援・協力

市町村・警察署・学校等

支援・協力

県各部署、警察本部、教育庁

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部

全県的な盛り上げ

県民運動としての展開

円滑な連携を創る協議会の最重点課題として取り組み

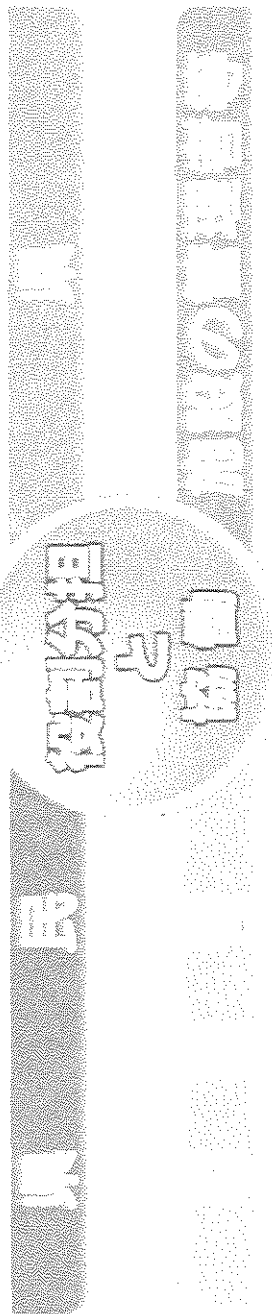
- ・ 県民大会
- ・ シンポジウムの開催
- ・ 活動団体の表彰
- ・ 実践事例発表

協力

安全・安心まちづくり委員会

意見

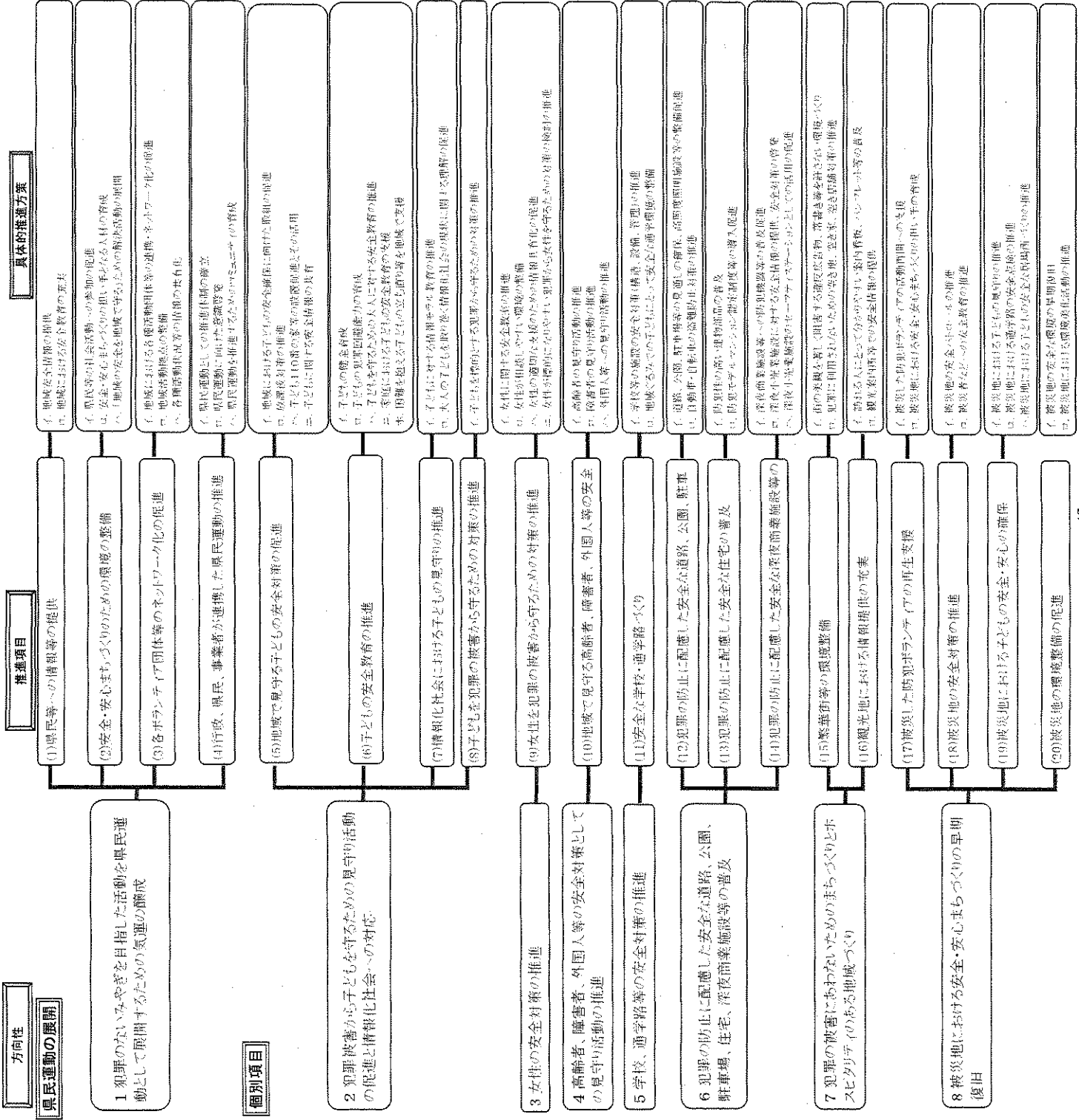
- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 日常生活において犯罪にあわないよう心かけ、行動する。
- 地域で自主的な防犯活動に取り組む。
- 県民や市町村が行う施策等を促進するための総合的な計画を策定する。
- 安全・安心まちづくりを県民運動として推進する。
- 県民等の活動に対して助言、情報提供などの支援をする。
- 市町村が実施する安全・安心まちづくりの施策に協力する。
- 防犯指針を策定する。



- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 事業活動において犯罪にあわないよう注意する。
- 犯罪を誘発しないよう環境の整備に努める。
- 地域の一員として安全・安心まちづくりを推進する。
- 防犯指針に基づき犯罪の防止に配慮する。

- ※県の「防犯指針」に掲げられている施設等
- ・学校、通学路
 - ・道路、公園、駐車場等
 - ・住宅
 - ・深夜商業施設

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画体系



4 推進項目と具体的推進方策
 (1) 県民等への情報等の提供

県民等が犯罪の被害にあわないよう、特殊・特異な手口による犯罪、特定の業種等を対象とした犯罪、広域的に発生が急増している犯罪、逆に、地域性の高い犯罪などの情報を、関係機関・団体を含め広く県民に公表します。

また、犯罪の発生状況を統計的に分析して県民に提供します。
 これらの取組を通じて、正確な情報に基づいて県民が自ら有効な防犯対策を講ずることを支援するとともに「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の醸成を図ります。

県民が客観的な情報に基づき正確な判断をするための情報提供に積極的に取り組みます。

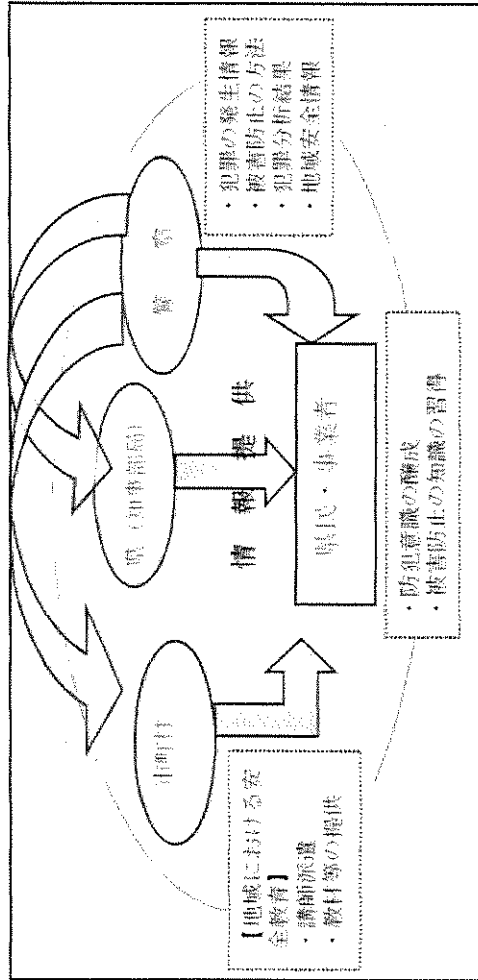
- 【取組】
- ・犯罪発生状況の調査・統計・広報を実施しています。

イ 地域安全情報の提供

- 【県、警察、市町村】
- 身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報をプライバシーの保護に留意しながら県民、事業者へ提供する。
 - 犯罪被害にあわないための方法や統計的に分析した犯罪の発生状況を県民、事業者へ提供する。
 - 地域の特성에応じて、ケーブルテレビ、FM放送、防災無線等を活用したり、事業者と連携し、広告塔や店内放送などの手段を活用して地域安全情報を効果的に伝達する。

ロ 地域における安全教育の充実

- 【県、警察、市町村】
- 各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を推進するために開催される各種講座等に対して、講師派遣や教材等の提供等の支援を行う。
 - 住民が、お互いに認め合う人間関係を基本としてとて力を合わせて、学校、家庭、地域との絆や連帯感を高め、地域の特性に応じて、具体的な対応がとれるように安全教育の充実を図る。



(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備

県民等の社会活動への参加を促進し、安全・安心まちづくり活動の担い手の裾野を広げるとともに、専門家による研修等を実施し、安全・安心まちづくりの担い手を育成します。
 「地域の安全は地域で守る」ため、県民等による地域の諸問題を地域で解決する自主的活動を促進します。

イ 県民等の社会活動への参加の促進

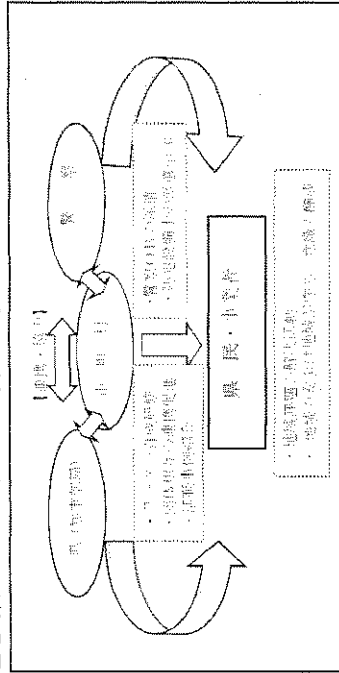
○ 県民や事業者に対し、防犯協会、老人クラブ、女性団体、子ども会などの団体や社会福祉活動、交通安全活動、自主防災活動などの活動を行っている団体、さらには、民生・児童委員や保護司などが行っている社会活動についての情報発信を積極的に行い、これらの社会活動を身近なものと感じてもらったり、これらの団体が自主的に、より多くの人が参加しやすい環境づくりを行うことで、県民等の社会活動への参加を促し、安全・安心まちづくりの裾野の拡大を促進する。

ロ 安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成

○ 様々な社会活動の中心となっている人を対象に、安全・安心まちづくりに関する研修等を実施し、地域の安全・安心まちづくりのリーダーとなる担い手を育成する。
 ○ 県民等の幅広い層を対象とした安全・安心まちづくりに関する研修等を実施し、安全・安心まちづくりに関する理解を広めるとともに、安全・安心まちづくりの担い手の団体のリーダーが参加する連絡会議などを開催することにより人的交流を活発にして、各団体が連携した安全・安心まちづくりを促進する。

ハ 「地域の安全を地域で守る」ための解決活動の展開

○ 県民等が、主体的にそれぞれの地域で抱えている問題の解決プロセスを検討し、警察や関係機関と連携・協力して地域の課題を解決していくように努める。



(注4) 防犯設備士：防犯設備の設計・施工・保守管理を適正に行うことができる専門家。(社) 日本防犯設備協会が認定する資格

委員意見
 安全・安心まちづくりを進めるには、地域コミュニティの形成が重要な一環として、安全・安心まちづくり活動の担い手を増やします。

委員意見
 事業者との連携方法が見えづらいのでは
 ないか。
 →安全・安心まちづくりに事業者としての参加を促すため、活動方法などの情報発信を充実します。

安全・安心まちづくりの裾野を広げるため、一般県民向けの研修などを実施します。
【取組】
 ・地域安全教室を開催しています。

(3) ボランティア団体等のネットワーク化の促進

地域で自主的活動に取り組んでいる県民等や交通安全、子ども健全育成活動等様々な活動団体のネットワーク化を促進するとともに、警察署連絡所、公民館、コミュニティセンター等を整備し、ネットワークによる安全・安心まちづくり活動の拠点とします。
このような地域活動の拠点において、地域課題やお互いの活動内容について情報を共有することにより、自主的活動の活性化や適切な役割分担による効率的な活動が行えます。

安全・安心まちづくりを担う様々な団体が連携することで、より効率的な活動ができました。

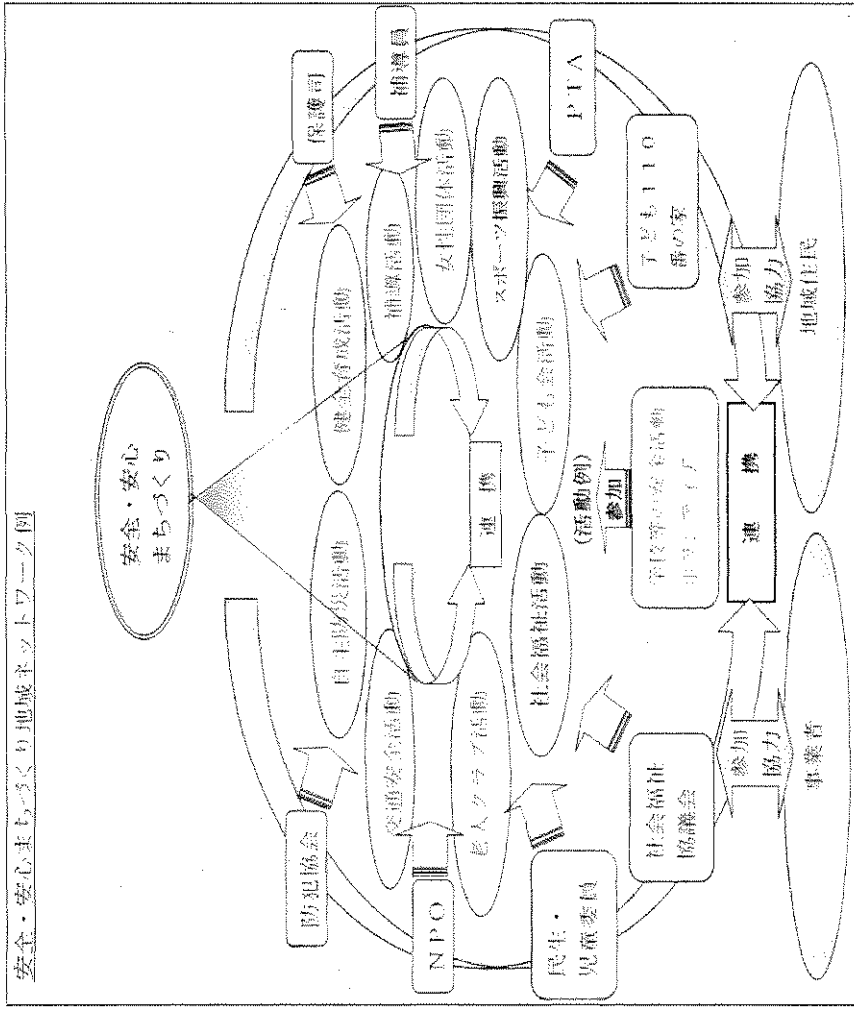
- イ 地域における各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進
 - 防犯協会、社会福祉協議会、老人クラブ、女性団体、体育振興活動、子ども会活動、少年輔導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等の地域での様々な活動を行っているボランティア団体が連携して、地域におけるネットワークを作る。
- ロ 地域活動拠点の整備
 - 地域の警察署連絡所（注5）、公民館・コミュニティセンター・集会所等を安全・安心まちづくり活動の拠点となる「安全・安心活動センター」として機能させるため、ネットワークの運営、装備資機材の貸与等の支援を行う。
 - 「安全・安心活動センター」で地域における各種安全教室の開催、地域安全点検、地域安全情報の集約・発信等を行い、拠点としての機能を充実させる。
- ハ 各種活動状況等の情報の共有化
 - 「安全・安心活動センター」の各団体間の情報共有化を推進するため、地域の課題や行政の支援メニューなど地域に密着した情報を積極的に発信するとともに、ファクシミリ、電子メール、町内会の回覧板、PTA通信網、防災無線等を活用した情報ネットワークを整備する。

【県民・事業者】

【県、警察、市町村】

【県民・事業者】

(注5) 警察署連絡所：廃止された交番・駐在所等を連絡所として間所し、警察官が相談への対応や書類の受理等にあたっているもの。



【参考：学校等の安全活動ボランティア】

地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）（注6）、学校安全ボランティア（スクールガード）、スクールサポーター（注7）等、学校や児童・生徒の安全確保の活動を行っているボランティア等があります。

- (注6) 地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）：児童・生徒を対象にした防犯活動において、スクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して指導・助言を行う人。近年、全国各地でスクールガードの組織化が進んでおり、警察官OBなどが指導官として就任している。
- (注7) スクールサポーター：学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りする人。各学校を巡回しながら「非行・被害防止教室」を開催したり、子どもたちの立ち直り支援等に取り組み。

(4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

安全・安心まちづくりに関する自主的活動は、県民等が主体となつて多くの地域で進められています。こうした活動を、県内にくまなく広げ、幅広い層の県民、事業者が参加する地域社会全体の取り組みへと発展させていくには、県民等の意識と理解の向上を図るとともに、コミュニティの育成を推進することにより、地域が連帯して安全・安心なまちづくりを推進していく気運を県内に醸成させていかなければなりません。

イ 県民運動としての推進体制の確立

- 安全で安心なまちづくりを目指した取り組みを県内全域に広げていくために、「すばらしいみやぎを創る協議会」や交通安全・青少年健全育成などの県民運動の推進母体と連携し、その経験やノウハウを活用すること、県民総ぐるみの運動として発展させる。
- 県内で活動する各種団体が連携・協力して、安全・安心まちづくりが県民運動として県内でくまなく行われる体制を整備する。

ロ 県民運動に向けた意識啓発

- 安全・安心まちづくりには、県民一人ひとりが、犯罪のない社会を実現するために何ができるか考え、行動することが重要であることから、県民一人ひとりにこうしたメッセージが届くよう、県政だより、市町村の広報紙、防災無線、公共のメディア、事業所の広報媒体等を活用した啓発普及を積極的に行う。
- 住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、市町村が行う安全・安心まちづくりに関する事業を支援する。

ハ 県民運動を推進するためのコミュニティの育成

- 県民誰もが安全・安心まちづくりに参加できる環境を作るため、「一軒一灯運動」、「あいさつ運動」、「花のあるまち運動」など手軽に参加できる活動を推進するとともに、こうした運動への参加をきっかけとしたコミュニティの育成を促進する。

委員意見

安全・安心なまちづくりを進めるには、地域コミュニティの形成が重要である。県民運動としての推進のためには、コミュニティの育成と地域の連帯が必要であることとを記述しました。

委員意見

安全・安心なまちづくりを進めるには、地域コミュニティの形成が重要である。県民の社会活動への参加の関口を広げ、地域コミュニティの育成へとつなげていくため、県民誰もが参加できる身近な社会活動を推進します。

(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等の連携の下に、登下校時や放課後等の子どもの見守り活動、通学路等の地域安全マップ（注8）の作成、犯罪被害防止教室の開催等の取り組みが行われるよう支援します。
学校安全ボランティアや校内の巡回や相談に従事するスクールサポーター等による効果的な子どもの見守り体制の整備を促進します。
児童虐待防止の普及啓発を進め、まちぐるみで子供を虐待から守ります。

イ 地域における子どもの安全確保に向けた取り組みの推進

- 母親クラブ（注9）、老人クラブなどによる地域での子どもの見守り活動や、ファミリー・サポーター・センター（注10）、シルバー人材センターなどによる子どもの送迎等の取り組みを支援する。

ロ 放課後対策の推進

- 子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごせる活動拠点（居場所）を地域の中に確保し、総合的な放課後対策を実施する。
- 学習塾など子どもを対象とした教育産業に携わる事業者に対し、関係団体への指導、セミナーの開催等を通じて「子どもの安全確保」について普及・啓発を図る。

ハ 子ども110番の家（注11）等の設置促進とその活用

- 安全・安心な通学路や遊び場を確保するため、子どもたちの緊急避難先として指定されている「子ども110番の家」等を広める。
- 「子ども110番の家」の登録をきっかけとした子どもの見守り活動の展開を支援する。

ニ 子どもに関する安全情報の共有

- 子どもを犯罪から守るため、子どもの見守り活動を行っている団体等のネットワーク化を進める。
- 不審者情報等子どもの安全に関する情報について、地域住民からの積極的な情報提供を促すとともに、情報を一元的に集約し、正確な情報を迅速に提供する。
- 住民ニーズに的確に対応した地域安全情報を提供し、広報、啓発活動を推進する。

ホ 子どもの虐待防止の取組の推進

- まちぐるみで子どもを虐待から守るため、児童虐待に関する研修会の開催やパンフレットの配布を通じて、地域住民の児童虐待への理解を深める。
- 児童虐待の早期発見のため、医療機関従事者向けの児童虐待防止への理解を深め、医療機関における対応をさらに充実していくための啓発を推進する。
- 児童虐待の早期発見・対応強化のため、福祉、医療、教育、警察など関係機関による連携・協力を促進する。

（注8）地域安全マップ：地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所（道路から見通しの悪い公園、駐

委員意見

子どもの虐待は大きな社会問題であり、その対策について計画中に盛り込む必要がある。児童虐待への取組を追加し、一推進項目に追加した。

安全・安心まちづくり活動の促進のため、子ども110番の家について登録した後の活動の展開について支援します。

委員意見

子どもの虐待は大きな社会問題であり、その対策について計画中に盛り込む必要がある。

【取組】

- ・ 児童虐待防止のための啓発パンフレットの作成配布をしています。
- ・ 医療機関従事者向けの児童虐待に関する普及啓発を進めています。
- ・ 関係機関による児童虐待防止ネットワークを整備しています。

車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地等)や「子ども110番の家」などの緊急避難場所を表示した地図

(注9) 母親クラブ：児童館などを活動拠点として、子どもたちの健全育成をサポートするボランティア団体

(注10) ファミリー・サポート・センター：地域において、育児や介護の援助を受けたたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織

(注11) 子ども110番の家：子どもが、事件、事故、災害などに遭遇するおそれがある場合の緊急避難場所として、特定の民家、店舗、事業所などを指定し、子どもが避難してきた時に警察などへ通報してもらい、地域における子どもたちの安全を図ろうとするもの。実施団体によって呼び名やマークが異なる。

(6) 子どもに関する安全教育の推進

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもたちの年齢や発達段階に応じたテーマや教材を使用した効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てます。

また、児童虐待や少年非行防止等の各種相談窓口で保護者に対する情報提供等の支援を行い、家庭での安全教育の充実を図るとともに、地域での子どもたち直ち支援を推進します。

イ 子どもへの健全育成

- 家庭、学校、地域が協力して子どもにも規範を示し、子どもの健全育成に努めることが重要であり、その機運を醸成する。
- 自然に触れ合い、生きものの命の大切さなどを学ぶことで他人を思いやることができる健全な人格形成を進める教育を推進する。

ロ 子どもへの犯罪回避能力の育成

- 子ども向けの犯罪被害防止のためのリーフレットを作成する。
- 子どもへの学年や理解度に応じた参加・体験型の効果的な被害防止教育を実施し、危険に直面したときに、助けを求めたり、逃げるなど回避する能力を育てる。

ハ 子どもを守るための大人に対する安全教育の推進

- 子どもの発達段階に応じた犯罪被害防止対策の実践的な取り組み事例集を作成する。
- 子どもへの「声かけ」や「連れ去り」の犯行手口を踏まえた効果的な被害防止教育のための教本等を作成する。
- 学校の教職員や子どもが利用する施設の従事者に対する講習会を実施して学校や施設における犯罪被害防止の教育の改善を進める。

ニ 家庭における子どもの安全教育の支援

- 家庭における安全教育の実効性を高めるため、保護者を対象とした安全教室を開催し、保護者の家庭での効果的な安全教育を支援する。
- 子ども、保護者、学校関係者を対象とする相談窓口、少年補導職員や少年警察ボランティアによる相談活動、インターネットの活用による相談等の各種相談窓口との子どもの安全対策に関する情報の共有化を図る。

ホ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援

- 少年補導センターなど地域における立ち直り支援の核となる機関を強化し、非行や犯罪被害に巻き込まれて、困難を抱える子どもの立ち直りを地域で支援するための活動を推進する。
- 警察、教育、福祉、更生保護、労働等の関係機関が連携して、立ち直りまでの一貫した支援体制の整備を推進する。
- 地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等が連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を通じた子どもの安全教育を推進する。

委員意見

犯罪にありそいそうになったときに、逃げたり、誘いを拒否するための訓練が必要である。
→ 推進項目に犯罪回避能力の育成についての記述を追加しました。

子どもの健全育成が、犯罪から守るための基本です。

委員意見

犯罪にありそいそうになったときに、危機を回避するための訓練が必要である。
→ 子どもへの被害防止教育の中で、犯罪回避能力を育成していきます。

委員意見

子どもを守るためには、大人への教育も必要である。
→ 教職員のほか児童が利用する施設の従事者に対するセクシヤルハラースメントや性暴力に関する犯罪被害防止のための取組を推進します。

(7) 情報化社会における子どもの見守りの推進

出会い系サイトやコミュニティサイトなどを通じて犯罪に巻き込まれないようインターネットの適切な利用についての教育を推進します。
子どもが置かれている情報化社会の現状に関する理解を進め、子どもがインターネットを通じて犯罪に巻き込まれにくい環境を作っていきます。

イ 子どもに対する情報モラル教育の推進

- 特に子どもにとって危険性の高い出会い系サイトやコミュニティサイトを通じて犯罪被害にあわないよう、これらのサイトに潜む危険性についての普及・啓発を推進する。
- インターネットを利用することで不要なトラブルに巻き込まれないよう、情報モラルなどの適切な利用方法についての教育を推進する。

【県、教育委員会、警察、市町村】

委員意見

インターネットを通じた子どもへの犯罪に関する特に出会い系サイトやコミュニティサイトなどの計画中に明記するのがよい
→ 推進項目に記述しました。

【取組】

- ・ 情報モラル向上のためのリーフレットの作成・配布をしています。
- ・ インターネットを通じた詐欺などの犯罪巻き込まれないためのリーフレットの作成・配布をしています。

【取組】

- ・ 保護者を対象としたネットトラブルから子どもを守るための研修会の開催やリーフレットの作成・配布をしています。
- ・ 保護者を対象としたフリータリングの必要性についてのリーフレットの作成・配布をしています。
- ・ 情報教育の進め方に関し、教職員への支援をしています。

ロ 大人の子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する理解の促進

- 情報化社会における子どもの見守りを進めるため、子どものインターネットの利用実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを行い、子どもが置かれている情報化社会の現状について大人の理解を進める。
- 子どもが利用する携帯電話へのフィルタリング（注12）を推進するため、保護者に対するフィルタリングの必要性についての普及・啓発を促進する。

【県、教育委員会、警察、市町村】

(注12) フィルタリング：インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限すること。

(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進

子どもを地域社会のなかで安全に安心して育てることができるとは県民共通の願いです。しかしながら、子どもを狙った犯罪はなくならないのが現実であり、県民が治安に対し不安を持つ理由の1つとなつていきます。また、一度過ちを犯した方を地域で暖かく見守り、共生する社会の実現には、被害者も加害者も生まないための取組が求められます。そこで、子どもを犯罪から守るため県民が必要としている対策について、検討を推進していきます。

イ 子どもを標的とする犯罪から守るための対策の検討の推進

【県、警察】

- 子どもを対象とする犯罪を未然に防ぐ対策の検討を推進する。
- 子どもを対象とする犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討を推進する。
- 特に被害者の立場を尊重しながら、対策の検討を推進する。

(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

異性に対する理解を進める教育や性暴力に関する教育など男女がお互いを尊重し、共生するための取組を進めることにより、女性が犯罪の被害に怯えず安全に安心して暮らすことができると期待されています。女性に対する安全教育を推進し、自主防犯力を高め、自己防衛の備えを整え、性犯罪被害やDV（注13）などの他人に話さず、一人で抱えきれない悩みを抱える女性が相談しやすい環境の整備と情報共有化による適切な支援を促進します。女性が性差に関係なく社会の中で安全に安心して暮らすための検討を進めていきます。

- イ 女性に関する安全教育の推進
- 学校などで異性が互いの立場を思いやり、お互いの理解を深めるための教育や性暴力に関する理解を深めるための取組を推進する。
 - 犯罪被害、DV、ストーカー等の被害防止のための安全教室の開催を促進する。
 - 各相談機関への地域安全情報の提供を行うとともに犯罪の被害にあわないためのリーフレット等の資料配布、相談窓口における広報・啓発活動を推進する。

- ロ 女性が相談しやすい環境の整備
- 行政機関、教育現場、警察などの女性相談の窓口体制を充実することにより、犯罪被害について女性が相談しやすい環境をつくり、相談を通じた問題の解決を推進する。
 - 性犯罪被害やDVなどへの理解を深めるための普及・啓発を推進し、悩みを相談しやすい社会の雰囲気づくりを推進する。

- ハ 女性の適切な支援のための情報共有化の促進
- 女性の悩みを総合的に解決していくため、プライバシーに配慮しながら、各相談窓口間の情報を推進する。

- ニ 女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進
- 女性に対する犯罪を未然に防ぐ対策の検討を推進する。
 - 女性を対象とする犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討を推進する。
 - 特に、被害者の立場を考慮しながら、対策の検討を推進する。

(注13) ドメスティック・バイオレンス(DV: domestic violence): 配偶者や内縁関係にある者、家族、恋人などのパートナー、元配偶者や元パートナーなどの近親者から受ける虐待・暴力

委員意見
性暴力に関する教育が大事である。相談しやすい環境づくりが大事である。整備項目に教育の重要性や相談環境の整備に関する記述を追加しました。

委員意見
性暴力に関する教育が大事である。→ 具体的推進方針に教育の重要性に関する記述を追加しました。

- 【取組】
- ・ 男女共同参画に関する普及啓発を実施していきます。
 - ・ 性暴力に関する普及啓発を進めていきます。

委員意見
相談しやすい環境づくりが大事である。→ 推進項目に記述を追加しました。

- 【取組】
- ・ 関係機関内での情報共有を進めていきます。

(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策

老人クラブ等の関係団体や事業者等と協力し、高齢者、障害者、外国人等に対して緊急時の通報先、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。
また、各種相談窓口の充実を図ることにより、高齢者、障害者、外国人等が安全に安心して生活できる環境を整えます。

イ 高齢者の見守り活動の推進

- 高齢者が、地域で安心して生活できるよう、地域安全情報を発信し、地域での支えあい見守り活動を推進する。
- 振り込み詐欺など高齢者を標的とした犯罪被害を防止するため、情報発信、相談窓口の強化を図る。
- 高齢者に安全情報が伝わるように、身近で接する医療機関、社会福祉活動団体、ヘルパーや介護ボランティア等を対象に権利擁護を基本とした安全教室の開催を推進する。
- 成年後見制度の活用を促進するなど、高齢者の権利擁護を図る。
- 各市町村の地域包括支援センター等を中心に、高齢者に関する相談機能を充実する。

ロ 障害者の見守り活動の推進

- 障害者が、地域で安心して生活できるよう、地域安全情報を発信するとともに、障害者からの通報に対応できる体制の整備を推進する。

- ノーマライゼーションの理念に基づき、地域交流活動や地域での支えあい見守り活動を推進する。
- 障害者が犯罪の被害にあわないよう、グループホームなど住まいや活動の場での権利擁護を基本とした安全教室の開催を推進する。

ハ 外国人等への見守り活動の推進

- 日本語が分からない等、犯罪の発生状況や危険箇所等の地域安全情報を受け取ることができない、またはそれに対して適切な行動をとることができない方々について、地域での支えあい見守り活動を推進する。
- 外国人の生活習慣や文化の差異等を踏まえ、効果的な地域安全対策を行うため、広報啓発資料の作成等の取り組みを推進する。

(注14) ノーマライゼーション：傷害がある人もない人も、共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通の社会であるという考え方

【取組】

- ・被害防止啓発用のチラシの作成・配布をしています。
- ・振り込み詐欺に関する情報提供用メール窓口を開設しています。

【取組】

- ・聴覚や言語に障害がある方向けの1110番通報システムがあります。
- ・自主防犯組織の活性化を通じた地域コミュニティによる障害者の見守りを推進しています。

委員意見

障害者が安心して暮らすには、地域にノーマライゼーションへの理解が必要である。
→推進項目に記述を追加しました。

(11) 安全な学校・通学路づくり

学校、家庭、警察、県民、ボランティア等が連携して学校や通学路等の安全点検を実施します。子どもも目線に立って、防犯灯等の整備や見通しのよい植栽の確保等の安全確保に配慮した環境整備を進め、危険箇所を解消を図ります。

- イ 学校等の施設の安全対策（構造、設備、管理）の推進
 - 【県、教育委員会、警察、市町村】
○ 「私たちの学校や地域では事件は起こるまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という意識を持って、地域の実情を踏まえた学校施設の安全対策や点検・改善のコミュニケーションを進める。
- ロ 地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備
 - 【県民・事業者】
○ 子どもを通学路の安全確保は、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもと、地域ぐるみで取り組む。
○ 保護者、地域住民、警察・消防・町内会等の地域の関係機関・団体が連携して通学路の安全点検を実施することにより、子どもたちの通学環境に存在する防犯上の問題点について共通認識を形成するとともに、それら危険箇所の解消に向けて、子ども目線からの防犯灯等の整備や見通しのよい植栽の確保等通学路等の整備を進める。

安全な学校・通学路づくりには、子ども目線に立つことが不可欠です。

子どもを取り囲む環境について、共通認識を持つことが重要です。

(12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及

行政や県民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯の設置、見通しの良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備を進めます。
自動車・自転車の盗難を防止するための対策を推進するとともに、自転車盗やバイク盗といった青少年の初発型非行を減少させます。

- イ 道路、公園、駐車場等の見通しの確保、高照度照明施設等の整備促進
【県、警察、市町村】
 - 道路、公園、駐車場の設置者、管理者は、見通しの確保、障害物の排除、高照度照明施設等の設置等、犯罪の防止に配慮した施設の整備に努める。
 - 県民等は、安全・安心まちづくりの自主的活動の中で、地域の道路や公園、駐車場等について安全点検を行い、県、警察、市町村と連携して自分たちの地域の環境改善を図る。
- ロ 自動車・自転車の盗難防止対策の推進
【市町村、県民・事業者】
 - 自動車・自転車の販売会社等と連携・協働し、自動車盗難等防止装置や自転車防犯登録の普及を図るなど盗難防止対策を促進する。
 - 関係機関、団体が連携し、自動車・自転車の盗難防止の街頭キャンペーンやポスター配布等の広報活動により自動車・自転車の盗難防止活動を推進する。
 - 自転車の利用者に対し、盗難しにくい管理された駐輪場の場所の周知を推進する。
 - カラコーンなどを設置し、自転車を放置しにくい環境を作ることにより、放置自転車の盗難を防止する。

自動車盗難等防止装置：
イモビライザー（注15）、位置情報追跡タイプ（GPS等）、固定器具タイプ（ハンドル・シフトロック）等

（注15）イモビライザー：キーの照合システムによって、専用のキー以外ではエンジンの始動ができないという電子的な自動車盗難防止システムの呼称。

青少年の非行を減らすことが将来の安全・安心まちづくりにつながります。

委員意見

道路上に不法占有物があふれている状況は犯罪を誘発すると考えられ、障害者の安全の妨げにもなる。
→推進項目に記述を追加しました。

青少年の初発型非行である自転車盗を減らす取組を推進します。

(13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及

「防犯性能の高い建物部品」(注16)(錠, ドア, 窓, シャッター等)の防犯性能に係る情報を消費者に提供するため住宅の設備機器, 建材・住宅設備事業者等に対する広報啓発を推進します。

「防犯優良マンション認定制度」(注17)を導入し, 建物や敷地まで含めた全体の防犯性能を考慮した共同住宅等, 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を推進します。

イ 防犯性能の高い建物部品の普及

○ 県民や関係機関団体等に対して, 犯罪の発生状況, 手口等に関する情報提供, ガラス破壊実験や実践的安全教室, 住まいの安全点検を通じて, C P マーク (注18)の付いたドア, ガラス, 錠等防犯性能の高い建物部品の普及に努める。

【県, 警察, 市町村】

ロ 防犯モデルマンション認定制度等の導入促進

○ (社)宮城県防犯協会連合会等が進めている防犯優良マンション認定制度の導入を促進するなど, 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を図る。

【県, 警察, 市町村】

(注16) 防犯性能の高い建物部品：関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」(平成14年11月設置)において, 侵入犯罪の防止を図るため平成16年4月から公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に記載されている建物部品

(注17) 防犯優良マンション認定制度：各都道府県において地域の住宅・建築に係る公益的事業を実施する法人及び防犯に係る公益的事業を実施する法人が共同して防犯性に優れたマンションを認定する制度

(注18) 「C P マーク」：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能試験を実施し, 約7割の侵入盗が侵入をあきらめるとされている5分間耐えうることを基準に認定したドア, ガラス, 錠, サッシなどの防犯性能の高い建物部品に表示しているマーク
C Pとは, 「Crime Prevention」(防犯)の頭文字をとったもの

(14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

防犯機器等の設置促進等による犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及を推進します。
深夜小売業施設を地域安全情報の発信拠点や県民等の自主的活動における立ち寄り場所として活用します。
また、子どもや女性、高齢者等の緊急避難場所や緊急通報支援等の拠点（セーフティステーション）としても活用します。

イ 深夜商業施設等への防犯機器等の普及促進
○ 深夜商業施設等の設置者に対し、防犯機器等の適正な設置と操作要領の確認を行い、防犯機器等の適正な運用に努めるよう協力を要請する。

ロ 深夜小売業施設に対する安全情報の提供、安全対策の啓発
○ 深夜小売業施設の設置者に対し、地域安全情報を提供して地域の情報発信拠点や県民の緊急避難場所としての役割を担うこと、また、緊急通報支援等について協力を要請する。

ハ 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進
○ 地域のセーフティステーションとなっている深夜小売業施設が犯罪被害から逃れるための緊急避難場所として利用できることについて、情報発信を積極的に行い、その活用を促進します。

【県、警察、市町村】

【県、警察、市町村】

【県、警察、市町村、事業者】

商店街の衰退や過疎化が社会問題とな
っている地域においては、コンビニエ
ンストアなど深夜小売業施設の果た
す役割が大きくなっていきます。

(15) 繁華街等の環境整備

違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空店舗、街路の暗がりなど無秩序な環境は、訪れた人に不安感を与えると同時に、犯罪を誘発する原因になります。
そこで県民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、地域ぐるみでの違反広告物の除去、落書きの除去、街路の清掃などの環境浄化活動を促進し、犯罪を起しにくい環境づくりに進めます。

- イ 街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり
○ 県民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、地域ぐるみでの違反広告物の除去、落書きの除去、街路の清掃等の環境浄化活動を粘り強く継続し、違反広告物、落書き等の迷惑行為を許さない環境づくりの県内全域での展開を推進する。
- ロ 犯罪に利用されたいための空地、空き家、空き店舗対策の推進
○ 危険箇所（放置された空地、空き家、死角となる箇所、暗がり等）の点検改善活動を地域ぐるみで進める。
○ 空きビル・空き店舗が犯罪の温床とならないよう壊れた窓ガラスの速やかな修繕など適切な管理がなされるよう所有者・管理者に要請する。

地道な取組が犯罪のない安全・安心まちづくりにつながります。

空き家、空き店舗の窓ガラスなどの設備を壊れたまま放置することは、特に犯罪を誘発する原因となります。

(16) 観光地における情報提供の充実

外国人を含む観光旅行者へ地域安全情報を提供するなど、それぞれの地域の特徴に応じ、観光資源や文化を活かした魅力ある安全な観光地づくりに取り組み、安心して宮城県を訪れることができる環境を整備します。

- イ 訪れる人にとって分かり易い案内看板、パンフレット等の普及
 - 観光旅行者等が、旅行地で安心して滞在できるよう案内版、パンフレット等を活用し安全対策等の情報の周知を図る。
 - 外国人の旅行者・居住者により分かり易い案内版、パンフレットの普及を推進する。
- ロ 観光案内所等での安全情報の提供
 - 国際交流協会、観光協会等と連携して、犯罪の発生状況等の地域安全情報の共有化を図り、観光旅行者等が、安心して滞在することができるよう観光案内所やホテル、旅館等の宿泊施設等を通じて犯罪にあわないための地域安全情報等の提供を行う。
 - 観光施設等の管理者に対し、地域安全情報に基づき従業員への指導・研修・訓練を奨励する。

【県、警察、市町村】

【県民、事業者】

(17) 被災した防犯ボランティアの再生支援

被災地において、地域住民が一日も早く自らのまちを自らで守り、安全に安心して暮らせる環境を取り戻すために、被災地の安全・安心まちづくり活動の担い手となっていた防犯ボランティアの活動再開のための支援を推進します。

被災地における新たな安全・安心まちづくりの担い手の育成を推進します。

イ 被災地した防犯ボランティアの活動再開への支援

- 被災による装備資機材などの滅失で、活動が困難となっている防犯ボランティアに対し、装備資機材等の再整備を支援する。

【県、警察、市町村、県民・事業者】

ロ 被災地における安全・安心まちづくりの担い手の育成

- 被災地を中心に安全・安心まちづくりのリーダーとなる人材の育成を推進する。

【県、警察、市町村、県民・事業者】

【取組】

- ・被災地で安全・安心まちづくりのリーダー養成講座を重点的に開催します。

【取組】

- ・仮設住宅における地域コミュニティの中心的作用を担う「地域防犯サポーター」の委嘱を進めています。

(18) 被災地の安全対策の推進

避難して住む人がいない空き家を狙った空き巣などの犯罪を防ぐために、被災地の安全パトロールを推進します。
震災に便乗した心ない犯罪を防ぐために被災者などに対する安全教育を推進します。
被災による不安感の高まりが犯罪へつながらないよう相談窓口を充実します。

- イ 被災地の安全パトロールの推進
- 被災のため住民不在の家屋などへの空き巣が増加し、被災者の不安感を高めていることから、被災地における安全パトロールを推進する。
- ロ 被災者などへの安全教育の推進
- 避難先など慣れない環境で暮らす被災者が犯罪にあうことを防ぐため、被災地における安全教室の開催を推進する。
 - 仮設住宅で暮らす被災者向けに、住居や自動車・自転車の施錠の徹底、車上荒らしへの警戒、悪質商法への注意喚起など犯罪を予防するためのリーフレット等を作成し、配布する。
 - 震災からの復興を支援するボランティアが犯罪にあわないよう、被災地における活動の注意点などに関する啓発を推進する。
- ハ 被災者のための相談窓口の充実
- 被災によるストレスの高まり、将来への不安、人間関係についての悩みなどが犯罪へとつながらないよう相談窓口を充実する。

【取組】

- ・被災地を中心としたパトロール活動を強化します。(→震災復興計画)

【取組】

- ・被災地で地域安全教室を重点的に開催します。

【取組】

- ・防犯ガイドを作成し、仮設住宅で配布しています。

委員意見

被災地で活動するボランティアが犯罪の被害者にも加害者にもならないための取組が必要である。
→具体的推進方針に記述しました。

【取組】

- ・被災者の心の悩みに対応する相談ダイヤルを開設しました。
- ・仮設住宅への訪問相談を実施しています。

(19) 被災地における子どもの安全・安心の確保

被災地において子どもが安全に安心して暮らすために、仮設住宅などの新しいコミュニティの住民が連帯して、自らのまわりの子どもを見守る取組や子ども通学路の安全点検をする取組を推進します。放課後の子ども居場所や遊び場の確保を推進し、被災地においても子どもが安全に安心して暮らせる環境をつくります。

- イ 被災地における子どもの見守りの推進
【県、市町村、県民・事業者】
○ 仮設住宅や避難先などの新しいコミュニティの住民同士が連帯して、PTAや地域のボランティア団体の協力的のもとに、自らのコミュニティの子どもの見守る取組を支援する。
- ロ 被災地における通学路の安全点検の推進
【県民・事業者】
○ 子どもが通学途中に事件に巻き込まれることがないよう、仮設住宅から学校への通学路など、これまでとは異なる経路についての安全点検を推進する。
- ハ 被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進
【県、教育委員会、市町村、県民・事業者】
○ 被災地の子どもが学校の外でも安全に過ごせするための活動拠点の確保を推進する。
○ PTA、地域住民、町内会などの連携、協力による被災地の子どもが安全に安心して遊べる場所の確保を推進する。

委員意見

被災地の子どもへの健やかな成長のためには、安全な遊び場の確保が必要である。→推進項目に記述しました。

【取組】

- ・ ボランティア活動の促進・活性化を図ります（→震災復興計画）
- ・ 子育てサポーターを積極的に養成します。

委員意見

被災地の子どもへの健やかな成長のためには、安全な遊び場の確保が必要である。

【取組】

- ・ 被災地における放課後子ども教室の設置を進めます。

(20) 被災地の環境整備の促進

犯罪の温床とならないよう、住むことのできない空き家・空き店舗や震災で発生した災害廃棄物の処理を迅速に進めます。
夜間でも安心して生活できまわすために、街路灯などの再整備を促進します。
被災地におけるまわす環境美化活動を支援し、犯罪が起こりにくいまわすを促進します。

イ 被災地の安全な環境の早期復旧

- 犯罪の温床となるような廃棄物が散乱する環境を改善するため、災害廃棄物の早期処理を促進する。
- 被災地の夜間における安全・安心のため、被災した道路の復旧にあわせた街路灯や防犯灯の再整備を推進する。

ロ 被災地における環境美化活動の推進

- 被災地における花の植栽活動やゴミ拾いなどの環境美化活動を支援することにより、こうした活動を通じた地域コミュニティの連帯を促進するとともに、美しい街並みをもたらす犯罪が起こりにくいまわすを推進する。

【取組】

- ・震災で発生した災害廃棄物は、概ね3年以内に適切に処理します。
(→震災復興計画)
- ・安全な道路利用が図られるよう交通安全施設等の整備を進めます。
(→震災復興計画)

【取組】

- ・花のあるまち運動を被災地で重点的に実施します。